

練馬区立地域活動支援施設条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年6月22日

練馬区長 吉 田 健 一

練馬区条例第19号

練馬区立地域活動支援施設条例の一部を改正する条例

練馬区立地域活動支援施設条例（平成28年10月練馬区条例第59号）の一部をつぎのように改正する。

第2条の表練馬区立地域活動倉庫の項位置の欄をつぎのように改める。

東京都練馬区大泉町四丁目28番3号ならびに大泉学園町一丁目34番55号および57号
東京都練馬区平和台一丁目27番17号

第3条第1項各号をつぎのように改める。

- (1) 大泉倉庫
- (2) 平和台倉庫
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施設

第5条第2項につぎのただし書を加える。

ただし、区長は、特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

別表地域活動倉庫の部をつぎのように改める。

地域活動倉庫	大泉倉庫（大）		1区画につき1年間当たり156,000円
	大泉倉庫（中）		1区画につき1年間当たり52,000円
	大泉倉庫（小）		1区画につき1年間当たり26,000円
	平和台倉庫（大）		1区画につき1年間当たり33,000円
	平和台倉庫（中）		1区画につき1年間当たり20,000円
	平和台倉庫（小）	(1)	1区画につき1年間当たり18,000円
	(2)	1区画につき1年間当たり16,000円	

付 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。